

意見提出者	国際航業株式会社 空間情報推進本部
1. 項目	地理空間情報の利活用に関する規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>地方自治体で整備される地理空間情報（航空写真を含む）が流通していないため、結果、重複投資や地理空間情報の有効活用がなされていない。</p> <p>例えば固定資産税の客体把握のために撮影される航空写真は維持管理される計画図、台帳図等に利活用することができる。また、各部門で整備される地理空間情報は他の部門においても活用でき、共用することでコスト縮減や維持更新の負担を軽減することができる。しかし、地方税法や地方公務員法で規定される“職務上知りえた秘密”に対する解釈や取扱いが曖昧であるために、一般でも流通している航空写真や地図においても庁内の複数の部署へ利用することができない自治体が多い。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>地方税法第二十二条</p> <p>地方公務員法第三十四条第一項</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>地理空間情報活用推進基本法および、地理空間情報活用推進計画に基づき、現在、地理空間情報の二次利用促進に関するガイドラインや地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドラインが検討されているところと理解している。これらの検討にあわせて、航空写真や地図は職務上知りえた秘密に該当しないことや二次利用の条件等がより明確になるよう、施行規則の策定がのぞまれる。</p>